

平成 30 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 48 号議案及び第 49 号議案(追加)

平成 30 年 3 月 28 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 48 号 議 案	教育長の任命について	1
第 49 号 議 案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3

第 48 号議案

教育長の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

奥 水 孝 志

平成 30 年 3 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第 2 項 略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(第 5 項 略)

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 49 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

松 岡 良 啓

平成 30 年 3 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案する。

参 考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項以下 略)

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため、舞鶴市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。